

尾西まつり



一宮税務署長・副署長インタビュー

新任・留任関係係官の紹介

地域社会貢献事業 総会記念講演会「日本経済の嘘と真実」 経世論研究所所長 三橋 貴明 氏

税経部会創立60周年記念講演会「今後の世界情勢と日本の課題」 同志社大学学長 村田 晃嗣 氏

「サマーフェスティバル2015」・渡辺みかこ「ふれあいコンサート」

一宮税務署長インタビュー	1	サマーフェスティバル2015	11
一宮税務署副署長インタビュー	3	税務経理研究部会 第61回 通常総会	12
新任・留任関係係官の紹介	5	税務経理研究部会 創立60周年記念講演会	12
全法連功労者・県連会長表彰	6	支部のうごき・郵便局簡易保険払込団体 ご加入の皆様へ	13
マイナンバー研修会	7	企業訪問 株式会社中工	14
総会記念講演会「日本経済の嘘と真実」	8	税務広報	16
女性部会 渡辺みかこ「ふれあいコンサート」	10	はじめまして新会員の紹介	23
女性部会 第28回 通常総会	10	編集後記	23

平成27年度 青色決算説明会・年末調整説明会日程表

一宮税務署では、個人の青色申告者を対象に「青色決算説明会」を、法人及び個人の白色申告者の源泉徴収義務者を対象に「年末調整説明会」を、それぞれ以下の日程により開催いたします。

青色決算説明会			年末調整説明会		
開催日	会場	説明会時間	開催日	会場	説明会時間
11月24日(火)	一宮市民会館 ホール 一宮市朝日2丁目5-1 TEL 0586 (71) 2021	10:00～12:00	11月24日(火)	一宮市民会館 ホール 一宮市朝日2丁目5-1 TEL 0586 (71) 2021	13:30～15:30
11月25日(水)	名古屋文理大学文化フォーラム (稲沢市民会館) 中ホール 稲沢市正明寺3丁目114 TEL 0587 (24) 5111	10:00～12:00	11月25日(水)	名古屋文理大学文化フォーラム (稲沢市民会館) 中ホール 稲沢市正明寺3丁目114 TEL 0587 (24) 5111	13:30～15:30

＊いずれの説明会に出席されても差し支えありません。
＊平成27年分の青色申告決算書用紙は、確定申告書用紙等に同封されておりますので、説明会開催までには送付しておりません。説明会の会場に用紙等は、ご用意しております。
なお、事前に必要な方は、税務署窓口にご用意してあります。また、国税庁ホームページからも印刷できます。(決算書様式は、昨年と変わりありません。)

お問い合わせ先 一宮税務署	青色申告決算説明会については 個人課税第一部門 指導担当 0586-72-4335 (担当直通)	年末調整説明会については 法人課税第六部門 源泉担当 0586-72-4339 (担当直通)
-------------------------	---	---

女性部会は「一宮法人会 Lady's エコキャップ運動」取り組み中です。



研修会などの会合にご出席の際に、ペットボトルのキャップをお持ちよりください。ご協力のほどよろしくお願いいたします。
又事務局でも随時受け付けております。

平成 27 年 10 月 6 日現在 累計個数 **152万2378 個** (ワクチン 1,827.6 人分)
ご協力ありがとうございます。

累計のキャップをゴミとして焼却すれば、11,514kg の CO₂ が発生することになります



一宮税務署長インタビュー
『厳しく、されど思いやりを』

Q₁ ご経歴についてお聞かせください

採用は、昭和 49 年 4 月です。
名古屋東税務署を振り出しに、各地の税務署のほか、国税局では訟務官室、資料調査課、国税不服審判所、徴収特整部門、人事課で勤務いたしました。
最近におきましては、
平成 17 年 静岡税務署 特別国税調査官（開発調査担当）
平成 18 年 熱田税務署 特別国税調査官（開発調査担当）

平成 19 年 大垣税務署 筆頭副署長
平成 21 年 津税務署 特別国税調査官（総合調査担当）
平成 23 年 名古屋国税局 課税第二部 資料調査第二課長
平成 24 年 名古屋国税局 課税第二部 資料調査第一課長
平成 26 年 大垣税務署長
を経て、本年 7 月から現職となります。

Q₂ 一宮署着任の抱負等はございますか

20 代の頃に一宮税務署に勤務したことがあり、大変懐かしく思っております。
当時は総務係員として 3 年勤務しましたが、仕事はもちろん、遊びに、そして恋愛にと青春時代を謳歌し、楽しく過ごした思い出があります。

久しぶりに一宮税務署に勤務することができましたが、その間に、市町の合併により行政のスリム化が図られたり、一宮の駅周辺などは住環境が整備されたりと大きく変化し、驚いております。
一方、税務行政を取り巻く環境も大きく変化し、時

代の変化に適応した税務行改が求められ、署長として、国民の皆様の御期待にお応えできるよう精一杯頑張りたいと思います。

そして、やはり、楽しく過ごしたいと思います。時代や環境が変化をしても、「楽しむ」ことは不変で、大事なことだと思うんです。

Q₃ 座右の銘又は大切にされているお言葉や信条など、お聞かせください ……………

20年ほど前に管理職として部下職員を持ってから、「厳しく、されど思いやりを」という姿勢を信条としております。

集団で生活をしたり組織運営を行っていく上では、お互いに、一定の厳しさは必要だと思うんですね。だけど、厳しさだけの一方通行では、関係が長続きしませんよね。

厳しさと、それと同じかそれ以上の思いやりが必要なんじゃないですかね。

私は職員に、「各人が自分の長所や得意なことを伸ばす努力をしてほしい。そして、互いに長所などを認め合うことが大事。」って自分に言い聞かせながら言ってるんです。

自分のことを大切にした上で、相手の立場に立って、相手のことを思って、最善を尽くす。そうした思いやりが重要で、やはり、最終的には、思いやりというのは、相手に伝わってこそだと思うんです。

Q₄ ご趣味や嗜好について、お聞かせください ……………

旅行するのが好きですね。家族や職場の仲間と行くこともあります。一人でぶらっと出かけるのも好きなんです。岐阜市に住んでいますので、京都や奈良方面は割と近く、日帰りです。シンガポールや函館へ一人で旅行したこともありますよ。

あと、グルメ好きとまではいきませんが、おいしいものを食べるのは好きです。一宮税務署に赴任して、以前から通っていたお店や、ある方からとてもおいしいとご紹介を受けたお店に早速おじゃまして、おいし

さを堪能してまいりました。

お酒は、どちらかというと弱いほうでして、飲むとすぐに顔が赤くなりますが、おいしい酒を飲むのは好きで、ついつい二日酔いということも、時々ありますね。夏場はビールが多いんですが、日本酒は年間を通して飲みますね。

普段、よくしゃべるほうですが、飲むとさらにといった感じです。

Q₅ 一宮法人会及び活動に対して一言ご意見をください ……………

長男が学生の時に、「人生において何時の時でもいいから、人のために役立つ、努力をするといった経験をしてほしい。」と言ったことがあります。そして、長男は生徒会長を務め、当時、思うようにいかなかったことも多く苦労もしたようですが、社会人になったある時期に、生徒会長を経験してよかったと言いました。経験したが故に実感できたんだと思います。

法人会の役員の皆様は、御商売が本職で、それぞれ要職に就かれてみえる中、法人会活動の趣旨を十分に御理解いただいて精力的に会活動をされ、様々な会活動を通じて会員の皆様をリードしていただいております。大いに敬意を表する次第でございます。

また、会員の皆様は、これまで以上に会活動の行事に参加され、参加することがなかった会員がお見えになれば、まずは体験ということで、誘いあって行事に

積極的に参加をされてみてはいかがでしょうか。

今後とも、引き続きよろしく申し上げますとともに、法人会活動を通じて更なる地域の発展と、会員各社の益々の御繁栄を願っております。



一宮税務署副署長インタビュー

Q₁ ご経歴についてお聞かせください ……………

採用は、昭和60年4月です。

大阪局伏見税務署を振り出しに、大阪局管内各地の税務署のほか、大阪国税局の人事第二課、資料調査課、事務管理課で勤務いたしました。

最近におきましては、平成19年 東大阪税務署 法人課税第一部門 連絡調整官

平成20年 大阪国税局 総務部 情報処理部門
主任税務分析専門官

平成23年 洲本税務署 法人課税第一部門
統括国税調査官

平成24年 大阪国税局 総務部 事務管理課 課長補佐を経て、本年7月から現職となります。

Q₂ 一宮署着任の抱負等がございますか ……………

大阪国税局から一宮税務署の副署長として勤務させていただくことになりましたが、やはり国税局が変わりますと仕事のやり方が違うところもあって、戸惑いながらも日々新鮮な気持ちで仕事をさせていただいております。

我々の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ということですが、納税者のニーズに応じて申告・納税の際の利便の向上

に努めるとともに、悪質な納税者には厳正に対処し、真面目な納税者がバカを見ないよう「適正・公平な課税の実現」に全力を挙げて取り組むことが重要であると考えています。

まだ、一宮税務署に着任して一月ですので、いろいろな方々にお話を聞いたり、インターネットで調べたりして一宮市や稲沢市のことを勉強している最中ですが、早く管内の状況を把握して、地域の特性を踏まえ

た税務行政を行っていきたいと思っています。

Q3 座右の銘又は大切にされているお言葉や信条など、お聞かせください ……………

退官される税務署長が、国税局職員や現場管理者の心構えとしてお話をされた「大阪城の火事」という逸話が心に残っています。

この逸話は、太閤秀吉が風の強い日に家老を集めて「今日は風が強いから火事に気をつけろ」と指示し、この指示は家老から奉行に、奉行は足輕へという形で末端まで誤りなく伝わりましたが、火事が起こってしまったという話です。これは、秀吉の包括的な指示を

それぞれの立場の人間が「火事になるといけないので城に詰めておけ」とか「夜回りの回数を増やし、水を多めに用意しておけ」といったように具体的かつ個別に指示をしないと現場は動かないという教訓です。

今年は、副署長の立場ですがその時その時の立場において、この教訓を忘れずに、国税の第一線である税務署の仕事が円滑かつ効率的に機能するよう心掛けていきたいと思っています。

Q4 ご趣味や嗜好について、お聞かせください ……………

熱しやすく冷めやすいタイプで、毎年、自己紹介するたびに趣味が変わっています。

若いころは、スキーにはまっていて、京都に住んでいたこともあって、名神高速の一宮を経由して岐阜県のスキー場にもよく出かけていましたが、今は体力も衰え、年1～2回程度しか行かなくなってしまいました。

そのほかには、大工道具をそろえて日曜大工に凝ってみたり、家族でオートキャンプに行ったり、大型スクーターを買ってツーリングに出かけたりとか、色々なものに手を出しました。

今は、子供が高校でアメリカンフットボールをやっているので、その試合観戦をするのが楽しみになっています。

また、コンサートに行くのも好きで、6月に名古屋ドームにサザンオールスターズのコンサートに行きま



図1 一宮法人会 役員会

Q5 一宮法人会及び活動に対して一言ご意見をください ……………

一宮法人会は、税のオピニオンリーダーとして税務行政に深い御理解をいただくとともに、公益性の高い社会貢献活動を通じて納税意識の高揚と税知識の普及啓蒙に御尽力いただくなど、皆様方には深く感謝を申し上げます。

一宮税務署着任後、森会長をはじめ役員の方々からお話を伺いましたが、租税教室への積極的な取り組みのほか、サマーフェスティバルの開催、講演会・研修会の開催、地域のイベントへの協賛など、幅広い活動を展開されていることを知り、皆様方の社会貢献への

熱い思いが伝わってまいりまして大変心強く感じました。

今後とも、皆様方との良好な信頼、協調関係を深めてまいりたいと考えておりますので、税の良き理解者として一宮法人会の活動を更に活性化していただき、e-Tax及びダイレクト納付の利用拡大やマイナンバー制度の円滑な導入に御協力をお願い申し上げますとともに、会員企業の御事業の益々の御繁栄を願っております。

新任・留任関係係官の紹介

氏 名	新任役職	出身地	前任部署等	座右の銘(モットー等)
佐藤 康夫	筆頭副署長 (総務・個人・資産担当)	愛知県	浜松西税務署 総務課長	爾俸爾禄 民壽民脂 疾風に勁草を知る
西川 裕治	総務課長	愛知県	名古屋国税不服審判所 管理課 課長補佐	急がば回れ
加藤 剛章	筆頭特別国税調査官 (法人調査(法人税等)担当)	愛知県	名古屋国税局 総務部 豊橋派遣 納税者支援調整官	一期一会
浅田 悟	特別国税調査官 (法人調査(法人税等)担当)	愛知県	(留任)	夢と現実
太田 正幸	法人課税第一部門 統括国税調査官	静岡県	名古屋国税局 課税第一部 課税総括課 国際税務専門官	因果応報 ハインリッヒの法則
田中 悟	法人課税第二部門 統括国税調査官	岐阜県	名古屋中税務署 特別国税調査官(法人調査担当) 上席国税調査官	Cool head But Hot heart
浅野 政志	法人課税第三部門 統括国税調査官	岐阜県	法人課税第四部門 統括国税調査官	失意泰然 得意黙考
服部 悦久	法人課税第四部門 統括国税調査官	愛知県	名古屋国税局 課税第二部 酒税課 主査	置かれた環境にフィットする!
寺田 稔	法人課税第五部門 統括国税調査官	三重県	(留任)	健康がいちばん!
磯貝 裕美	法人課税第六部門 統括国税調査官	愛知県	名古屋中村税務署 法人課税第一部門 連絡調整官	初心忘るべからず
古田 敬喜	連絡調整官 (兼 法人課税第一部門 総括上席国税調査官)	愛知県	名古屋西税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官	今を大切に生きる
鈴木 美紗	法人課税第一部門 上席国税調査官 (審理担当)	山梨県	(留任)	基本に忠実に
山口 栄昇	法人課税第一部門 国税調査官 (審理担当)	岐阜県	(再任用) 岐阜北税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官	一期一会

平成27年度

(敬称略・五十音順)

全法連功労者表彰

豊島 半七

豊島株式会社

三島 啓一

サンファインウール株式会社

県連会長表彰

井田 利絵

株式会社中部暖房

岩本 多弘

アイコクアルファ株式会社

栗本 貢

株式会社稲沢機械製作所

小島 洋一

株式会社愛和産業

永井 伸治

株式会社永井水道設備

松原 良一

岩田食品株式会社

森 久江

株式会社森熊

吉川 貴祥

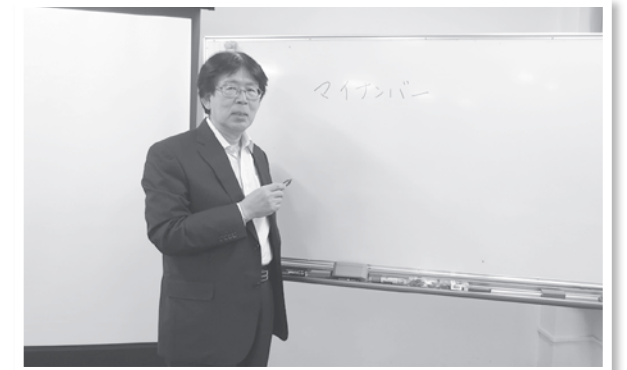
美吉建設株式会社

山内 進

公益社団法人 一宮法人会

マイナンバー 研修会

いよいよこの10月からスタートするマイナンバー制度に関する研修会が全部で5会場で開催され、たくさんの会員が参加して、マイナンバーに対する関心の高さをうかがわせた。



税経部会 定例会

平成27年7月28日(火)

会場／一宮商工会議所 参加者／33名

講師／公認会計士 三島 啓一 氏(税経部会長)



稲沢支部 研修会

平成27年8月19日(水)

会場／稲沢商工会議所 参加者／75名

講師／そら社会保険労務士事務所 横山 佑希 氏



本会役員並びに青年部会員

平成27年8月27日(木)

会場／i-ビル 参加者／34名

講師／そら社会保険労務士事務所 横山 佑希 氏



本会会員

平成27年9月10日(木)

会場／一宮市民会館 参加者／162名

講師／一宮税務署 連絡調整官 古田 敬喜 氏



本会会員

平成27年9月15日(火)

会場／稲沢勤労福祉会館 参加者／63名

講師／一宮税務署 連絡調整官 古田 敬喜 氏



地域社会貢献事業『総会記念講演会』

「日本経済の嘘と真実」

経世論研究所所長・経済評論家・中小企業診断士 **三橋 貴明 氏**

会場／名古屋文理大学文化フォーラム（稲沢市民会館）中ホール 入場者／400人

※この記事は平成27年5月22日の講演を要約したものです

企業の目的は利益を出すことです。では政府の目的は何かという「経世済民」です。「世を経（おさ）め民を済（すく）う」という意味の四字熟語ですが、簡単に言うと国民を豊かにするための政治を行うこと、これが政府の目的です。この「経世済民」という言葉が「経済」の語源で、経済とはもともと政府の政治のことを言います。

ではこの「豊か」の定義は何かと言うと、実質GDPの成長率を指します。今年の1-3月期のGDP成長率が昨年の10-12月期と比べて+0.6%と発表されました。ところがこの0.6%のうち、0.5%は在庫の増加で、残念なことに内容的には日本経済は立ち直ったと言って良い状況ではありません。

私たち働いている個人の豊かさというのは「実質賃金」が指標となります。我が国の実質賃金がピークを迎えたのは1997年で、それ以降はずっと下落しています。日本国民は貧困化してきているのです。

今の日本では、実質賃金を見ると皆貧乏になっていています。生産したモノやサービスがなかなか売れない。すると生産者が何をするかと言うと「値下げ」です。生産者は前と同じモノやサービスを生産したにもかかわらず、値下げによって自分の所得を小さくしてしまう。この物価の下落と所得の縮小が悪循環を描いて進行していく現象のことをデフレーションと呼びます。

では、何故日本はデフレになったのか。人口減少とデフレは何の関係ありません。その一つの要因は「バブル崩壊」です。ところが問題はバブルが崩壊することではなく、バブルが崩壊した後の皆さんの行動にあります。バブルが崩壊して我々は借金返済と銀行預金に懸命に努めた結果、消費や投資が減って誰かの所得が減るというプロセスが始まりました。更に政府は緊縮財政を行いました。具体的に言うと増税と政府の支出削減です。このバブル崩壊と政府の緊縮財政のパッケージこそがデフレーションを導きました。つまり我が国のデフレはバブル崩壊から始まったのではなく、バブルの崩壊後に政府が緊縮財政を行った結果、国民の貧困化が始まってしまったのです。

GDPは国内総生産と訳されています。生産者がモノ

やサービスを生産してお客さんが消費、投資として支出をしてくれたら所得が生まれる、このプロセス上、生産の金額、支出の金額、所得の金額は必ず一致します。GDPが増えているということは所得が増え、国民が豊かになっているということです。デフレの国というのは物価が下がります。物価が下がれば私たちの所得が減ります。だから日本がデフレである以上、GDPが増えるわけがないのです。

当然のことながら、税金の源は国民の所得ですからGDPが減ると租税収入も減ります。ところがバブル崩壊後、政府は増税を行いました。そして日本はデフレになり、我々の所得、すなわちGDPは減り始め、税収も下がりました。ここが経営と経済の決定的な違いです。経営の場合は、売上を増やして経費を削れば利益は増えます。経済の場合は、GDPを増やさない限り税収はまず増えません。増税は意味がないのです。本気で政府が税収を増やしたいのであればGDPが増える環境をつくるのが先決です。「デフレからの脱却」これが最初の第一歩なのです。

需要、仕事の量に対して生産能力の方が上回るとデフレギャップが生じます。直近のデータでは我が国のデフレギャップは約12兆円あります。我々民間人はこのデフレ下で消費を増やしたり、住宅投資や設備投資を増やすべきではありません。このデフレギャップの穴埋めは政府がやるしかないのです。何をやればいいのか。「公共投資」です。日本というのは世界屈指の自然災害大国です。地震、台風、水害、土砂災害等、自然災害のデパートなのです。その日本が、公共投資を削減し続けて良いのでしょうか。それ以外にも、道路とか港湾とか橋とかトンネルとか高度成長期に整備されたインフラの寿命は50年と言われています。今、まさにそのメンテナンスの時期が来ているのです。

公共投資を行おうにも国には膨大な借金があるじゃないかと言う人がいます。断言しますが、我が国に国の借金問題というのはありません。財政破綻の危険もありません。財政破綻とは政府の債務不履行を言います。政府が借金を返せなくなる、もしくは利払いができなく

なることです。財政破綻する国は結構ありますが、それらの国は破綻する前に必ず国債金利が高騰します。今、もうギリシャの国債金利は10%を超えていると思います。これが20%に近づいた頃に財政破綻ということになると思います。我が国はどうかと言うと今は0.4%位です。政府の10年物の国債金利が1%を割り込んでしまったのは日本が初めてです。

新聞を読んでいる方はだいたい3カ月に一度、この言葉を目にしたいと思います。「国の借金1,000兆円突破。国民一人あたり800万円の借金。」確かに日本国家は外国から約500兆円のお金を借りています。しかし同時に我が国は外国に対して830兆円のお金を貸し付けています。日本は国家全体でみると330兆円の純資産状態にあり、これは世界最大です。国の借金というのは本当は「政府の負債」です。政府の負債ですから、借りているのは政府です。貸しているのは、国内の銀行、生命保険、損害保険、社会保障基金といった国内の金融機関ですが、それらはもともと私たち国民の預金ですから、政府の負債の債権者は国民です。つまり「政府の負債1,000兆円突破、国民一人あたり800万円の債権」これが正しいのです。

では、なぜ国民一人あたり800万円の借金、などと煽って罪の意識を引き出すのか。政府は「この借金、将来世代にツケを残したくないですね、じゃあ増税に賛成してね」というキャンペーンをずっとやってきたわけです。結果的に昨年も増税されてしまいました。

もうひとつ決定的に政府が財政破綻しない理由があります。政府には日本銀行という素晴らしい子会社があるからです。政府は子会社の日銀にお金を発行させて、過去に自分がお金を借りた時の借用証書である国債を買い取らせることができます。そんなことをやっていいのですか。やっていいのです。なぜかと言うと、政府の目的は経世済民だから。通貨発行権がある日本政府が、日本円建ての政府の借金のデフォルトなんてことが起きるわけがありません。過去に財政破綻した国は例外なく借りているお金が外貨建てか、もしくは共通通貨建てです。

今の安倍政権は日本銀行に国債をどんどん買い取らせて通貨を発行しています。ところが銀行からの貸し出しが今ひとつ増えません。しかも貸し出されても為替取引、株式投資、土地への投資、先物取引へいつてしまっています。景気というのは実質GDPの成長率ですから、株価がどれだけ上がっても私たちの所得が増えていかなければ景気がいいとは言えません。現実には消費増税もあって、実質賃金は安倍政権になって以降、むしろ下がってきています。安倍政権が危ういと思うのは株価の上昇と、所得の増加に完全に乖離が生まれていることです。

政府はデフレギャップの穴埋めの為に、公共投資の他に例えば介護サービスや医療サービスを充実させるべきです。しかしながら政府はこの真逆をやっています。介護報酬の引き下げ、医療費の削減、公共投資の削減、そして増税。お金を発行すれば、デフレを脱却できると政府は勘違いをしています。デフレギャップを埋める為には、お金を誰かが借りて消費、投資として使わなくてはいけないのです。そしてそれを今やれるのは政府しかありません。

日本はこれから経済成長を達成できる環境を迎えようとしています。高度成長期、日本は働く現役世代が1.7%ずつ増えていったのに対し、実質GDPは10%近い成長を続けました。それは生産性を高めたからです。経済成長をもたらすのはこの生産性の向上以外にはほとんどありません。高度成長期の日本は毎年約7%のペースで生産性が向上していきました。生産性の向上というのは投資以外では実現できません。具体的には設備投資、人材投資、公共投資、技術開発投資、この4つの投資だけが生産性を高める効果をもたらします。

日本は今少子高齢化で、生産年齢人口が総人口の4倍以上のペースで減少しています。今後、我が国は生産年齢比率の低下によって、とてつもない人手不足になります。その時に我々経営者が人材投資や設備投資、政府が公共投資や技術開発投資を行い、生産性を高める形でこのインフレギャップを埋めようとした時、我が国はまた経済成長を始めます。私たち経営者にとっては少し残念かもしれませんが、人件費は上がっていくでしょう。でも豊かになった人たちは消費を増やしてくれる。住宅投資増やしてくれる。需要が増える。という形の経済成長の路線に戻れると思います。

日本の経営者は皆さんが思っている以上に貪欲ですから、必ずや生産性向上の為の努力を惜しまないでしょう。この貪欲さを偉大なる経済学者であるジョン・メイナード・ケインズは「アニマルスピリッツ」と名付けました。このアニマルスピリッツをバブル崩壊までの日本の経営者は持っていました。だから経済成長したのです。ところがバブル崩壊と長引くデフレで、すっかり我々は牙を抜かれた獣と化してしまいました。このアニマルスピリッツを是非取り戻してください。

必要なのは問題を正しくデータで認識することです。その上でどう状況に対応するかを考えた時に初めてアニマルスピリッツが発揮されます。日本の強みというのは国民の平均レベルが高いことです。是非正しい情報に基づき、アニマルスピリッツを発揮してください。皆さんが消費や投資を増やせば、実際に経済成長の時代は訪れるのです。

文責 （公社）一宮法人会

渡辺みかこ「ふれあいコンサート」

平成27年9月19日(土) 会場／尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 参加者／350名

女性部会では、この度、地域社会貢献事業として、シャンソン歌手の渡辺みかこさんとピアノ奏者の錦城まりこさんをお招きして「ふれあいコンサート」を開催した。

はじめに、錦城まりこさんのピアノ演奏による「風と星のたんごく」で幕が開き、続いて渡辺みかこさんが「サン・トワ・マミー」を皮切りに、一部、二部併せて14曲を熱唱して満員の来場者はうっとりとその歌声に聞き入った。

そして、最後の2曲、「小さい秋見つけた」と「赤とんぼ」を来場者の皆さんと合唱して、大盛況のうちにコンサートの幕を閉じた。



中嶋女性部会長による
開会のあいさつ



ピアノ奏者の錦城まりこさん



皆さんと一緒に

第28回 通常総会

平成27年6月10日(水) 会場／稲沢商工会議所 出席者／34名

第28回通常総会は、一宮税務署から石川署長と木村副署長並びに前川法人第一部門統括官を来賓にお迎えし、開催された。第1号議案 平成26年度の事業報告、収支決算報告、第2号議案 役員改選、第3号議案 平成27年度事業計画案、収支予算案がそれぞれ上程され、いずれも承認可決された。

総会終了後には、木村副署長による講演会が「税あれこれ」のテーマで開催され、その後の懇談会では、小学生を対象とした租税教室の中で、消費税の流れが説明なされているが、具体的にその消費税がどこにどうやって納められているのかといった疑問点を、女性部会の事業委員のメンバーが寸劇形式で演じ、その疑問点に対し、署の幹部の方々による的確な回答と解説がなされるなど、有意義なひと時を和気あいあいの内に終えることが出来た。



中嶋女性部会長あいさつ



石川署長による祝辞



木村副署長による講演会



税に関する寸劇風景



奥原優さんのマジックパフォーマンス



税金に関する絵はがき展示コーナー



税金に関するビデオ放映



名古屋文理大学サイエンス
サークルによる体験コーナー

一宮法人会 青年部会・女性部会〈地域社会貢献事業〉

サマーフェスティバル2015

平成27年8月29日(土)
会場／稲沢市勤労福祉会館 参加者／400名

今年で第4回目のサマーフェスティバル2015が8月29日(土)に開催された。当日は天候にも恵まれ、多くの来場者でにぎわった。

金森青年部会長の開会のあいさつでフェスティバルが開始。会場には昨年に募集した「税金に関する絵はがきコンクール」の応募作品826点が展示され、多くの人たちが作品を見入っていた。

午後1時からはデコスイーツ作りコーナーと税金に関するビデオ放映を皮切りに名古屋文理大学サイエンスサークルの学生さん方の協力を得て行われた、体験コーナーでは、整理券を配るほど活況を呈した。また、奥原優さんのマジックパフォーマンスも一部と二部の2回にわたり素晴らしいパフォーマンスが披露された。

ステージイベントでは、女性部会フラダンス同好会によるフラダンスショーで華々しく幕が開け、フォーラム21少年少女合唱団のメンバーの美しい歌声やヴァイオリンの演奏などが披露され、来場者一同「よく遊び、よく学んだ」充実した一日を満喫した。

また、今回もボランティア活動として、地元稲沢市の愛知啓成高校の生徒さん方が参加され、会場設営や会場案内など、お手伝いをいただいた。



金森青年部会長による
開会のあいさつ



デコスイーツ作り



←森会長
フォーラム21コンサートの
開会のあいさつ



女性部会のフラダンスショー



フォーラム21少年少女合唱団コンサート

第61回 通常総会

平成27年6月5日(金) 会場／尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 参加者／34名

第61回通常総会は来賓に、一宮税務署から石川署長、木村副署長、前川法人第一統括官のお三方をお迎えし、開催された。

第1号議案は、平成26年度事業報告並びに決算報告、第2号議案では平成27年度事業計画案、収支予算案が上程されいずれも承認可決された。議案審議のあと、石川署長よりご祝辞をいただき総会は盛会裡に終了した。



集合写真



石川署長の祝辞

創立60周年記念講演会

平成27年6月5日(金) 会場／尾張一宮駅前ビル(i-ビル) シビックホール
参加者／約200名

(公社)一宮法人会税経部会は、創立60周年にあたり記念講演会を開催しました。講師には同志社大学学長の村田晃嗣氏を迎え「今後の世界情勢と日本の課題」という演題にて講演をしていただきました。講演会には部会員のほか一般の方々も多数ご参加いただき、好評を得ることが出来ました。



講演会会場の様子



村田晃嗣氏

税経部会長挨拶

税務経理研究部会はその名のとおり、企業の財務経理担当者で構成されています。活動内容は経理および経営に関する税務面の問題について、調査研究を行っている部会であります。

本年、税経部会は昭和31年4月に発足して60周年という大きな節目を迎えました。これもひとえに部会員の皆様はもとより税務当局、県連、本会はじめ関係各位のご支援の賜物と厚くお礼申し上げます。

この度、節目の年を記念し、同志社大学学長の村田先生の記念講演会を企画いたしました。税経部会の記念講演会ではありますが、公益社団法人一宮法人会の公益事業の一つとして、法人会員だけでなく、地域の皆様方にも多数参加していただけたことを大変嬉しく思います。

今後も税経部会は、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努め、公益社団法人の組織の一員として租税教育活動等、税の啓蒙活動も積極的に取り組んでまいりたい所存です。

皆様のより一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



支部のうごき H27.7～H27.10

支部役員会

栄支部	7月 7日(火)	大和支部	8月 5日(水)	神山支部	9月16日(水)
起支部	7月 8日(水)	三条支部	8月 6日(木)	朝日支部	9月18日(金)
大志・向山・富士・大江4支部合同	7月27日(月)	平和支部	8月24日(月)	大徳支部	9月19日(土)
木曽川支部	7月29日(水)	西成支部	9月 1日(火)	浅井支部	9月29日(火)
奥支部	8月 3日(月)	開明支部	9月11日(金)	稲沢支部	10月 7日(水)
		萩原支部	9月14日(月)	貴船支部	10月16日(金)

支部研修会

稲沢支部	8月19日(水)	マイナンバー研修会
------	----------	-----------

社会貢献事業

葉栗支部・事業委員会合同	10月17日(土)	一宮郷土グルメグランプリ「税金クイズ」
萩原支部	10月18日(日)	萩原素人チンドン祭「税金クイズ」
稲沢支部・女性部会合同	10月17・18日(土・日)	稲沢祭「税金クイズ」
尾西6支部合同	10月24日(土)	尾西祭「税金クイズ」

会員一日バス研修会

丹陽・せんい・西成3支部合同	10月 6日(火)
大和支部	10月15日(木)
木曽川支部	10月21日(水)



丹陽・せんい・西成3支部合同会員一日バス研修
遠州小国神社 参加者／29名

郵便局簡易保険払込団体 ご加入の皆様へ

●簡易保険払込団体の適正運営について

現在、簡易保険払込団体への加入対象は「保険契約者が法人およびその法人代表者(1名)」となっております。平成17年3月31日までに団体加入された契約につきましては、法人役員の方も団体対象となっておりますが、ご契約者が役員を退任された場合や、役員以外の方に契約者変更をされた場合には、会員資格を失い、当払込団体より脱退していただくことになります。

退任された役員の方がそのまま団体に加入されていた場合、当払込団体の解散を余儀なくされることがあります。恐縮ですが、上記のような場合には、遅滞なく事務局までお知らせ下さいませよう、お願い致します。

企業訪問

平成27年9月2日(水)

株式会社中工



“一品一様”を叶える 技術提案志向の金属加工業

当社は創業60年以来、常にお客様のニーズに合わせ、「発想から発送まで」を合言葉に、一品一様の製品を作り続けて参りました。今後も永年の経験を活かし、常に新しい板金技術を提供し続け、お客様との信頼を築き上げると共に、常に前向きな姿勢で社会に貢献して参ります。

コア・コンピタンス

精密板金加工や意匠板金加工を企画から完成までの一貫受注生産を構築し、顧客からの高品質・低コスト・短納期の要望に応じております。長年培った経験と加工技術を活かし、板金と様々な材料を融合した製品や材料・厚さ・製品特性を活かした高精度の製品技術があります。中でも、意匠品の技術開発に取り組み続けた成果として、一品一様が求められる、ホテル・オフィスビルやまた、安全性及び高品質が要求されるダム・発電所等の特殊エレベーターの製造が得意です。



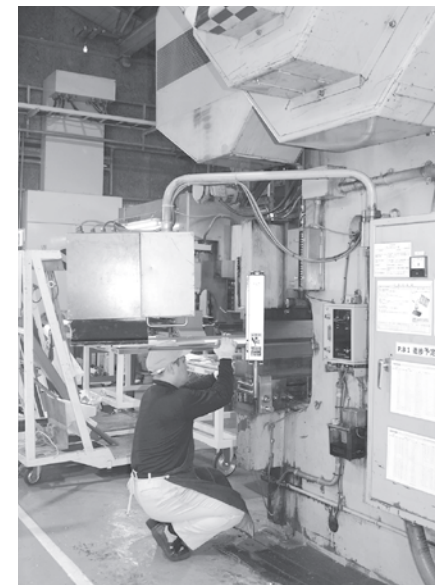
会社概要

名 称	株式会社中工
創 業	昭和29年12月21日
代 表 者	代表取締役 矢野 尚彦
資 本 金	1,000万円
業務内容	特注エレベーターかご室の設計製造、オーダーメイド板金製品の設計製造、その他精密板金製品の設計製造、エレベーター関連部品(壁・扉・天井・手摺・鏡・ボタン・着床プレート他)、かご室の現地リフォーム事業、建築設備制御盤筐体・工作機械部品・建築関連商品
社 員 数	45人
所 在 地	〒493-0001 愛知県一宮市木曾川町黒田字井桁畔106番地2



沿革

昭和29年12月	合資会社中工製作所を設立
昭和39年11月	三菱電機株式会社稲沢製作所と取引開始
昭和49年 5月	日東工業株式会社と取引開始
昭和56年11月	株式会社中工に改組
平成12年10月	三菱日立ホームエレベータ株式会社と取引開始
平成13年 4月	ISO9001 認証取得(JMI/JQA-QM6493)
平成19年 9月	ISO14001 認証取得(JMI/JQA-EM5895)
平成24年 1月	一般建設業 愛知県知事許可(般-23)第61458号
平成24年 3月	愛知ブランド認定 認定番号801
平成26年 2月	一般建設業 愛知県知事許可(般-25)第61458号 種類追加



あなただけのオリジナル商品を作りませんか？ぜひご相談ください！

報 告 記 事

広報委員になり、初めて木曽川町にある(株)中工様に企業訪問に伺いました。

当社は昇降機用意匠品、特注エレベーター、その他部品の設計、製作などをされているとの事で、社長はさぞかしお堅い方と緊張しましたが、玄関で迎えていただいた矢野社長はとても若々しくにこやかで、事務所の中の設計部門を見学したのち、隣接する工場へ案内していただきました。

これまでの工場のイメージとは違ってきちんと整理整頓され、たくさんの部品には表示がなされ効率化が図られていました。工場から離れた設計部門の事務所のパソコンからケーブルで指示され、誰も見ていないのに鋼板やステンレスなどが、ファイバーレーザー加工機械などの素早い動きで加工される動きに、見学者一同驚きと感心しきりでした。

「私たちは高価な機械を入れることには大変な決断をしなければならないが、対応力と培った技術力でそれをやらなければ、意匠性・多品種小ロット・短納期などこれからの日本のモノづくりに対応できません。」とおっしゃって見えました。

また、次の工場内では、職人さんが、げんのうで鉄板

のゆがみを直している様子を見て「すごい！」と、足元にも及びませんが、アナログの自分たちにも役立つことがあるのかなと感激しました。

そして最後の梱包発送では、作業ごとに指差しチェックがなされ間違いの無い様連携を心がけていることが感じられました。

ロビーには「誠実・熱意・積極・啓発・協同・共栄」と書かれた「社是」が掲げてありました。矢野社長は地域社会に貢献できる企業でありたいという思いと地域が企業を支える事も大切ではないのかとお話しされ、大変勉強になりました。

HPオフィシャルサイトでは自社の展望エレベーターのリニューアル施工工事例や金属製看板・レリーフなど楽しい製品も紹介されています。社長の元気の秘密がわかると思いますのでぜひご覧ください。

大変お忙しい中、社長をはじめ、各担当の方に同行説明いただき誠にありがとうございました。

報告者：広報委員会 委員 岩田 美恵子

平成27年度税制改正について

デフレ脱却・経済再生

-デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていく観点から、成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化など、経済の好循環の着実な実現に資する措置を講ずる。

○成長志向に重点を置いた法人税改革	・「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変える。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業の収益力を向上させる取組みを後押し ・27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率の20％台までの引下げを目指す -27年度改正では、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しにより、財源を確保 → 先行減税分をあわせて、27年度▲2.51％・28年度▲3.29％の引下げを決定 <table><tr><td></td><td>改正前</td><td></td><td>27 年度</td><td>28 年度</td></tr><tr><td>法人税率</td><td>25.5 %</td><td rowspan="3">⇒</td><td>23.9 %</td><td>23.9 %</td></tr><tr><td>法人事業税所得割（標準税率）</td><td>7.2 %</td><td>6.0 %</td><td>4.8 %</td></tr><tr><td>国・地方の法人実効税率</td><td>34.62%</td><td>32.11 % (▲2.51%)</td><td>31.33 % (▲3.29%)</td></tr></table> -28年度改正では、課税ベースの拡大等により財源を確保して、28 年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る（▲3.29%+α）。その後の年度の改正においても、改革を継続（与党税制改正大綱） ・所得拡大促進税制の拡充などにより、賃上げの取組みを後押し		改正前		27 年度	28 年度	法人税率	25.5 %	⇒	23.9 %	23.9 %	法人事業税所得割（標準税率）	7.2 %	6.0 %	4.8 %	国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11 % (▲2.51%)	31.33 % (▲3.29%)
	改正前		27 年度	28 年度															
法人税率	25.5 %	⇒	23.9 %	23.9 %															
法人事業税所得割（標準税率）	7.2 %		6.0 %	4.8 %															
国・地方の法人実効税率	34.62%		32.11 % (▲2.51%)	31.33 % (▲3.29%)															
○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充	・足元の住宅市場活性化策及び消費税率10％への引上げ（平成29年4月）に伴う駆け込み・反動減対策の観点から、適用期限を延長した上で拡充（非課税枠：1,000万円 → 最大3,000万円）																		
○NISAの拡充	・ジュニアNISAを創設（20 歳未満の者の口座開設を可能に。年間投資上限額 80 万円） ・投資上限額を引上げ（年間100万円 ⇒ 120万円）																		

地方創生

-人口減少及び地方における人口流出等の構造的な課題を克服するため、東京一極集中の是正や若い世代の結婚・子育ての希望の実現等を通じた地方創生に向けて税制措置を講ずる。

○地方拠点強化税制の創設	・地域再生法の新たな枠組みの下、企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転、又は地方における拡充の取組みを支援するため、税制措置を創設 ※ 東京23区からの移転の場合 ①本社等の建物に係る投資減税:特別償却 25ⅴor 税額控除 7ⅴ（27・28年度、29年度は 4ⅴ） ②雇用促進税制の特例:地方拠点の増加雇用者数 1 人当たり最大 80 万円の税額控除（最大の場合、3年間合計で 140 万円）
○ふるさと納税の拡充	・住民税の特例控除額を拡充（上限:個人住民税所得割の 1 割⇒2 割） ・申告手続きを簡素化（確定申告を行わない給与所得者等について、寄附先の団体が本人に代わって控除手続を行う「ふるさと納税ワンストップ特例」を創設）
○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	・商店街やショッピングモール内などにおける消費税の免税手続きを、「免税手続カウンター」でまとめて行えるようにする
○結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	・祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与に係る非課税措置を創設（非課税枠:1,000 万円）

消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

○消費税率 10ⅴへの引上げ時期の変更:平成27年 10 月 1 日 ⇒ 平成29年 4 月 1 日
○景気判断条項（税制抜本改革法附則 18 条 3 ⅴ）の削除
○住宅ローン減税等の適用期限の変更:平成29年 12 月 31 日 ⇒ 平成31 年 6 月 30 日

（注）消費税率 10ⅴ段階の自動車取得税廃止等の措置、地方法人課税の偏在是正措置は、平成28年度以降の税制改正で結論

国際課税（G20・BEPS プロジェクト）関連

-G20・OECD が推進している「BEPS プロジェクト」等の取組みの趣旨を踏まえ、クロスボーダーの取引や人の動きに係る課税の適正化に向けて取り組む。

○国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し	・国内外の事業者間の競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする
○外国子会社配当益金不算入制度の適正化	・国際的な二重非課税を防止する観点から、外国子会社において損金に算入される配当を外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外
○国外転出をする場合の譲渡所得課税の特例の創設	・クロスボーダーでの課税逃れを防止する観点から、巨額の含み益（未実現のキャピタルゲイン）を有する株式等を保有して国外に転出する者に対する譲渡所得課税の特例を創設
○非居住者に係る金融口座情報の自動的交換制度の整備	・非居住者の金融口座情報を各国税務当局と自動的に交換するため、金融機関に対し非居住者の金融口座情報の報告を求める制度を整備

復興支援

○福島再開投資等準備金制度の創設	・福島避難解除区域等に帰還して事業を再開しようとする事業者を対象に、投資費用を積み立てやすくするための準備金制度を創設
○福島復興再生拠点市街地形成施設に係る譲渡所得の特例措置	・「一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設」(仮称) の整備のために土地を譲渡した場合に、5,000 万円特別控除等を適用

その他

○車体課税の見直し	・エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）について、燃費基準の円滑な移行や足元の自動車消費の喚起の観点から、2年間の経過的な措置として、減免税車の対象範囲を見直し ・軽自動車税について、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入。二輪車に係る税率の引上げを平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期。
○たばこ税（旧3級品）	・旧3級品の紙巻たばこ（わかば、ゴールデンバットなど国産6銘柄）に係る特例税率（一般税率よりも低い税率）について、WTO協定等の内外無差別原則の遵守を確実なものとするため、段階的に縮減・廃止
○円滑・適正な納税のための環境整備	
・ 国外扶養親族に係る扶養控除の適正化	・ 国外居住親族に係る扶養控除等の適用の適正化の観点から、適用を受ける納税者に対し、親族関係書類等の添付等を義務づけ
・ マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置	・ マイナンバーが付された預貯金情報を税務手続において効率的に利用する観点から、銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務づけ

法人番号で  わかる。  つながる。  ひろがる。

法人の皆さまに 法人番号をお届けします。

法人番号(13桁)は広く一般に
公表され、どなたでも自由に
ご利用いただけます。

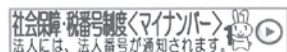
平成 27 年 10 月から、
1法人に1つ法人番号を指定し、
「登記上の本店所在地」に
通知書を郵送します。

※ 法人の支店・事業所等や個人事業者は
対象ではありません。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

インターネットで **名称** **所在地** **法人
番号** が公表されます。

名称・所在地の変更登記がお済みでない場合は、管轄の法務局で申請手続きをお願いします。

法人番号の最新情報は、国税庁HPのトップページの  をクリック

マイナンバー制度に関するお問合せは

マイナンバーのコールセンター
(全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178

 国税庁

法人の皆さまに法人番号をお届けします

～ まもなく通知が始まります!! ～

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な
社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入
されます。

平成 27 年 10 月から、個人番号及び法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から国税
分野においても順次、利用が開始されます。

1 法人番号の概要 ～法人番号の3つのキーワード「指定」「通知」「公表」～

- 「指定」 法人番号は国税庁長官が、①株式会社等の設立登記法人のほか、②国の機関、③地方公共団体、
④その他の法人や団体に対して1法人1つの番号(13桁)を指定します(※1)。
- 「通知」 法人番号の指定を受けた法人等の登記上の本店又は主たる事務所の所在地に
通知書を郵送します(※2)。
- 「公表」 法人番号の指定を受けた法人等の3情報(①名称、②所在地、③法人番号)を、
インターネット(国税庁法人番号公表サイト)で公表します。

(※1) 法人の支店・事業所や個人事業者、民法上の組合等には指定しません。

(※2) 通知先には、国税に関する法律に規定する届出書に記載された所在地を含みます。また、地域ごとに
順次通知していくこととしております。具体的なスケジュールや通知方法については、国税庁ホーム
ページをご覧ください。

2 法人番号の活用メリット 法人番号で わかる。 つながる。 ひろがる。

法人番号を使うと、以下のようなことができるようになります。

わかる。

法人番号により法人等の名称・所在地がわかる。
(例) 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能

つながる。

法人番号を軸に法人等がつながる。
(例) 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情
報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。
(例) 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続に
おける届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人側の負担が
軽減

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問合せは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問合せ

➤ 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>) や
マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル 0570-20-0178)をご利用ください。

国税に関する社会保障・税番号制度(法人番号を含む)の最新情報

➤ 国税庁ホームページのトップページの  をクリック
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

➤ 国税庁法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangounta.go.jp>)(平成 27 年 10 月開設)では、
法人等の3情報(①名称、②所在地、③法人番号)の検索・閲覧などができます。

最新情報は随時更新しますので、それぞれのお知らせコーナーをご覧ください。



 国税庁

国税分野におけるポイント

ポイント①

税務関係書類に番号を記載していただく必要があります！

番号の記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書から	（平成28年分の場合） 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	（平成28年12月末決算の場合） 平成29年2月28日まで
法定調書（注）	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

（注）法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

番号記載のイメージ

消費税原税事業者届出書

平成 年 月 日

納税地 (〒)

住所又は居所 (〒)

代表者 (〒)

個人番号又は個人番号 (〒)

ここに提出される方の番号を記載してください！

ポイント②

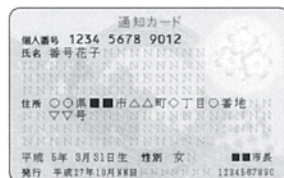
申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります！

- 税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 1 個人番号カード（番号確認と身元確認）
 - 2 通知カード（番号確認）＋ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）
- ・ 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
 - ・ 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けることができるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

通知カード（イメージ）



表面

個人番号カード（イメージ）



裏面



社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせはこちら

- ・ 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> （マイナンバー）
- ・ マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178
※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報はこちら

国税庁ホームページのトップページ上段の をクリック
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
最新情報は、随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

はじめまして新会員の紹介 H27.6～H27.9

一宮法人会の新しいお仲間24社の皆様です。

（敬称略）

支 部	法人名	代表者名	業 種	紹介者名
栄	あおざり司法書士法人	横田 公一	司法書士業・行政書士業	大鹿株式会社
神 山	浅野株式会社	浅野 剛司	賃貸業（アパート・ガレージ）	永田株式会社
//	株式会社ドゥセラミックセンター	岡本 晃二	不動産	永田株式会社
富 士	株式会社T-CARE	立川 智浩	介護業	医療法人孝友会
大 江	タマミ不動産株式会社	高御堂正美	不動産業	株式会社一宮看板店
丹 陽	株式会社大勢	中井 明毅	建設業	
//	いちい信用金庫丹陽支店	奥村 元啓	金融業	永興物産株式会社
//	株式会社ジェイライン	藤田 健司	運送業・倉庫業	
今伊勢	株式会社まるあ	浅井 秀司	サービス付き高齢者向け住宅の運営等の介護事業	有限会社アイチ補修
//	昌建美商合同会社	福泉 昌紀	建設業	金銀花酒造株式会社
葉 栗	株式会社ネットシステム	倉田 宏明	防球ネットの設置及び修理	丸左瀬糸株式会社
浅 井	株式会社AZAI	吉田 由美	リースおしぼり	株式会社浅井商会
大 徳	株式会社野田造園	野田 八郎	造園業	株式会社坂井工業所
開 明	株式会社ホームズライフ	祖父江一将	不動産の売買及び仲介	開南紡績株式会社
朝 日	株式会社Askalカバン工房	大橋 幸子	革製品製造販売	
稲 沢	有限会社遠山建材	遠山 慎一	建設業	
//	株式会社小松塗装	小松 竜	塗装業	エス・ビー建材株式会社
//	松田造園土木株式会社	松田 泰明	造園土木業	株式会社塚本印刷
//	株式会社ハイジア	六田 謙吾	小売業	株式会社塚本印刷
//	有限会社ナーシングホーム	小崎 久子	介護	愛知西農業協同組合西成支店
//	有限会社真野自動車	真野 寿樹	自動車整備・販売業	株式会社塚本印刷
木曽川	中村電気工事株式会社	中村 誠人	電気工事	
//	株式会社ヒューマンチェリッシュ	井ノ口初博	清掃業	アスパ産業株式会社
北 方	株式会社アヴェニール	杉浦さおり	結婚情報サービス	

編集後記

a postscript by the editor

○署の定期異動により長尾署長さん出口副署長さん太田一統さんの3名の方がご着任されました。お忙しい中貴重なお時間をいただきインタビューを行いました。今後とも以前と変わらぬご指導をよろしくお願いします。

○税務広報にマイナンバーについての案内を掲載しました。いろいろなメディアで特集などありますがこちらも併せてご利用ください。

○社会貢献活動では8月にサマーフェスタが開催されました。夏休み期間中でご家族での来場も多数あり税について知識を深めるよい機会になればと思います。また、手品、女性部会のフラダンスやフォーラム21少年少女合唱団によるステージなどあり会場は満席となり盛会でした。

○この秋には各支部の地域社会貢献事業が予定されております。すでに終わったものもありますがこれからの事業もあります。ぜひお出かけください。またその際には一宮法人会のウェブサイトもご利用いただけたらと思います。

○企業訪問で中工さんを訪問しました。この職種で以前持っていた考えはガラッと変わりました。たゆまぬ努力とアイデアの重要性を考えさせられる見学でした。今後も広報をとおしてご紹介できればと思います。

《感謝T.K》

表紙について

尾西まつり 平成27年10月24日（土）・25日（日）開催 ※写真は平成26年のもの

公益社団法人一宮法人会報 第140号

平成27年10月（2015）発行

発 行 所 （公 社）一 宮 法 人 会

一宮市栄4丁目5番16号（一宮税理士会館1階）

電 話 〈0586〉73-2134～5

FAX 〈0586〉73-5665

URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/ichinomiya>

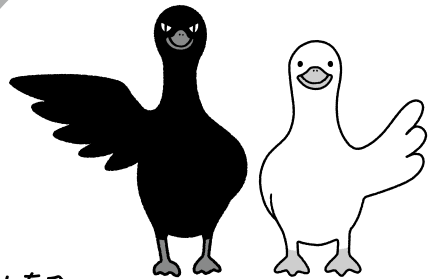
印 刷 西 濃 印 刷 株 式 有 限 公 司

岐 阜 市 七 軒 町 15

電 話 〈058〉263-4101

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

No.1
アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成26年度「インシュアランス生命保険統計」



がんを含む

病気や
ケガの
備えに

— 法人会 —

ちゃんと応える
医療保険

✓EVER

入院前後の通院も保障！

■通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

入院		5日未満の場合	一律5日分	2.5万円	
		5日以上の場合	1日につき	5,000円	
手術	重大手術	がんに対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき		20万円	
	手術	入院中の手術 1回につき	外来による手術 1回につき	5万円 2.5万円	
放射線治療		入院しなくても 1回につき	5万円		
入院前後の 通院		入院前(60日)、退院後(120日)の間で30日 1日につき			3,000円

終身

終身

NEW!! ダックの医療相談サポート

※このサービスは(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料 【集団取扱】通院ありプラン 入院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型 定額タイプ 保険料払込期間:終身
三大疾病保険料払込免除特約なし

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男 性	1,436円	1,785円	2,348円	3,558円
女 性	1,571円	1,851円	2,208円	3,166円

2015年6月22日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス!

NEW!!

先進医療に備えたい

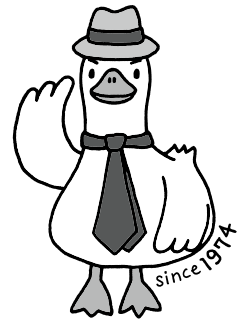
総合先進医療特約

三大疾病[※]で
所定の状態になった場合、
以後の保険料が不要に

三大疾病
保険料払込免除特約

※がん・急性心筋梗塞・脳卒中

●契約年齢●
0歳～
満85歳
まで



— 法人会 —

心配な
「がん」の
備えに

新生きるための
がん保険 Days

三大治療もしっかり保障!

■Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身 (抗がん剤治療給付金)は10年更新)

診 断	一時金として	1回限り	がん 上皮内 新生物	50万円 5万円
	1日目から 日数無制限	1日につき		5,000円
入 院	三大治療のための通院は日数無制限 退院後365日以内の通院なら日数無制限	1日につき		5,000円
通 院	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき		10万円
手 術	60日間に1回 回数無制限	1回につき		10万円
放射線	治療を受けた月ごと 乳がん・前立腺がんの ホルモン療法するとき			5万円 2.5万円 (給付倍率2倍) (給付倍率1倍)
抗がん剤	入院しなくても (給付倍率2倍) 更新後の保険期間を含め通算300万円まで			

終身

10年更新

▽上皮内新生物は保障の対象外

プレミアサポート

訪問面談サービス

専門医紹介

※がん専門相談サービス(プレミアサポート)は、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料 【集団取扱】Aプラン 入院給付金日額5,000円 解約払戻金なしタイプ
定額タイプ 保険料払込期間:終身 (抗がん剤治療給付金)は10年更新)

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男 性	1,010円	1,420円	2,135円	3,460円
女 性	1,095円	1,550円	2,295円	2,970円

* (抗がん剤治療給付金)は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。 2015年6月現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス!

がんの先進医療に備えたい

がん先進医療特約

がん再発のリスクに備えたい

診断給付金
複数回支払特約

●アフラックの「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●特約のみのご契約や(総合先進医療特約) (三大疾病保険料払込免除特約) (診断給付金複数回支払特約) の中途追加はできません。●退職(脱退)後は個別料率の保険料に変更となります。

◎商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)



アフラック

(アメリカンファミリー生命保険会社)

愛知総合支社

〒451-6029 愛知県名古屋市中区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2015-0026 6月12日

内科
消化器内科
呼吸器内科
循環器内科
内分泌・糖尿病内科
神経内科
外科

消化器外科
乳腺・内分泌外科
呼吸器外科
心臓血管外科
脳神経外科
整形外科
形成外科
眼科
耳鼻咽喉科
頭頸部外科

小児科

産婦人科

皮膚科

泌尿器科

リハビリテーション科

放射線診断科

放射線治療科

臨床検査科

病理診断科

麻酔科

救急科

一宮西病院

一宮西病院



一宮西病院

〒494-0001 愛知県一宮市開明字平1番地

【休診日】 日曜・祝祭日・年末年始

【診療時間】 月～金曜日 9:00-12:00 14:00-17:00

土曜日 9:00-12:00

※救急の場合は随時受付応需いたします。
※眼科のみ土曜日の午後(13:00-16:00)診療いたします。
※診療科により異なりますので、詳しくはホームページをご確認ください。

一宮西病院 周辺詳細図



人間ドック・企業健診のご予約は ⇒ 一宮西病院2F 健診センター TEL:0586-48-0088

一宮西病院

TEL 0586-48-0077 (代表)





法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



名古屋支社 一宮営業所/一宮市神山2-4-12
TEL 0586-43-3671



中部地域事業本部/愛知県名古屋市中区錦2-4-15
TEL 052-857-2020